羽毛布団売払い(単価契約)契約書(案)

安城市(以下「売渡者」という。)と

(以下「買受者」という。)

とは、次の条項により物品の売買単価契約を締結する。

(総則)

- 第1条 売渡者は、買受者に対し、次に掲げる内容により物品を売り渡し、買受者 はこれを買い受けるものとする。
 - (1) 業務の仕様 別紙仕様書のとおり
 - (2) 売買物品名及び単価

羽毛布団 (羽毛充てん量1 k g 以上) 1 枚当たり 円 羽毛布団 (羽毛充てん量1 k g 未満) 1 枚当たり 円 (上記金額に取引に係る消費税及び地方消費税を上乗せする。)

(3)数量 別紙仕様書の単位

(4) 物品受渡日 売渡者の指定する日

(5)業務履行場所 別紙仕様書のとおり

(7) 契約保証金 安城市契約規則第32条の規定により免除

(権利義務の譲渡等)

第2条 買受者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は 継承させてはならない。ただし、あらかじめ売渡者の承諾を書面により得た場合 は、この限りでない。

(履行の延期)

第3条 買受者は、天災その他やむを得ない事由によって、売渡者の指定した日に 売買物品を引き取ることができないときは、その理由を付して遅滞なく延期する 旨を売渡者に申し出なければならない。

(損害賠償)

第4条 買受者は、買受者又は業務従事者等の責めに帰すべき事由により、売渡者 又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、 債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、その 損害を賠償しなければならない。

(売渡代金の支払)

第5条 買受者は、業務実施月の翌月に引取数量を売渡者へ報告するものとする。

2 売渡者は、請求書を買受者へ送付することにより、買受者は業務実施月の翌月 末までに支払うものとする。

(契約の解除)

- 第6条 買受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、売渡者はこの契約を解除することができる。
 - (1) 書面による売渡者の承諾を得ないで、第三者に債権債務を譲渡し、又は継承させたとき。
 - (2) 正当な理由によらないで、受渡日に売買物品を引き取らないとき。
 - (3) 売買物品の引取を放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。
 - (4) この契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。
 - (5) 買受者又はその代理人若しくは使用人が、売買物品の受渡に伴う立会いに際し、売渡者の指定する職員の指示又は職務の執行を妨げ、若しくは偽りその他の不正の行為をしたとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、この契約の目的を達することができない恐れがあるとき。
 - (7) 正当な理由により、この契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 破産の宣告を受け、又はその資産、信用状態が著しく低下したとき。
- 2 買受者は、前項第1号から第6号までの各号に該当する理由により、この契約 を解除された場合において、売渡者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償し なければならない。
- 3 売渡者は、都合によりこの契約を解除できる。この場合において、買受者に損失を与えたときは、その損害を補償する。この場合における補償額は、売渡者と 買受者が協議して定める。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、買受者は、単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として売渡者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 買受者がその債務の履行を拒否し、又は買受者の責めに帰すべき事由によって 買受者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合と みなす。

- (1) 買受者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 買受者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 買受者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等(暴力団等排除に係る解除)
- 第8条 売渡者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため買受者に損害が生じても、売渡者はその責めを負わないものとする。
 - (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が 経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又 は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認めら れるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- (7) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。
- 2 買受者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 売渡者は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた売渡者の損害の賠償を買受者に請求することができる。
- 4 前項の場合において、買受者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、 賠償金を連帯して売渡者に支払わなければならない。買受者が既に共同企業体を 解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様と する。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

- 第9条 買受者は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 買受者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の 提出を怠ったと認められる場合は、安城市の調達契約からの排除措置を講じるこ とがある。

(契約の変更)

第10条 売渡者は、必要があるときは買受者と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(疑義等の決定)

第11条 本契約及び仕様書に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、安城市契約規則(昭和41年安城市規則第10号)によるほか、必要に応じて売渡者と買受者とが協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、売渡者、買受者それぞれ1通を保管する。

令和6年 月 日

売渡者 安城市桜町18番23号

安城市

安城市長 三 星 元 人

買受者